

番号：131332

国名：ネパール

担当：ネパール事務所

案件名：農業開発アドバイザー業務

1. 担当業務、格付け等

- (1) 担当業務：農業開発アドバイザー業務
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年3月下旬から2016年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 ~~1.10 M/M~~^{0.80 M/M}、現地 16.00 M/M、合計 ~~17.10 M/M~~^{16.80 M/M}

(3) 業務日数：	準備期間	現地調査期間	国内作業期間
		(渡航1回：第一次現地派遣期間)	
<2013年度>	5日	30日	0日
	準備期間	現地調査期間	国内作業期間
		(渡航1回：第一次現地派遣期間続き、第二次現地派遣期間)	
<2014年度>	0日	270日	2日

	国内作業期間	現地調査期間	国内作業期間	現地作業期間	整理期間
<2015年度>	2日	90日	2日	90日	5日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：3月5日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出、
または調達部受付 (JICA本部1F) への書類の提出※2013年10月2日以降の公示案件 (業務実施契約単独型のみ) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細についてはJICAホームページ (ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ) をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針

16点

②業務実施上のバックアップ体制等	4点
(2) 業務従事予定者の経験・能力等：	
①類似業務の経験	28点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	12点
⑤業務従事者によるプレゼンテーション	16点
	(計100点)

類似業務	農業開発に係る各種業務
対象国／類似地域	ネパール／南アジア地域
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし。
- (2) 必要予防接種：特になし。

6. 業務の背景

ネパールでは、全人口の83%が地方・農村部に居住するとともに、全人口の約3分の2が農業に従事している。また、農業はGDPの約37%を占めており、各年の農業生産の動向がネパール国経済全体に大きな影響を及ぼしている。

ネパールの農業政策の大方針である Agriculture Perspective Plan (APP) (1995～2015) では、農業気象学的な特徴を踏まえて平野地域と山岳・丘陵地域で異なる開発アプローチを提案しており、平野部では灌漑等の技術向上を活用した主にコメ・コムギ等の食糧の生産性向上、山岳・丘陵地域では畜産品（特に牛乳）、果樹、野菜等高付加価値製品の普及を図るとしている。また、APPの後継戦略となる、現在策定中の Agriculture Development Strategy (ADS) (2015～2035) でも、上記アプローチは基本的に踏襲される見込みである。

これらを踏まえ、JICAとしては、地方・農村部の多くの人口が従事する農業分野の成長を促すことによって、地方・農村部の人々の生計を改善・向上させるとともに、農家世帯の購買力強化や雇用創出を図ることを目的に、農業・農村開発協力プログラムを実施している。同プログラムにおいては、「地方・農村部の生活水準の向上」を目標として、(1)農作物の高付加価値化・多様化、(2)食料生産性向上に取り組むこととしている。

また、農作物の高付加価値化・多様化においては、現在、シンズリ道路沿線の4郡を対象として、「シンズリ道路沿線高価値農業普及促進マスタープラン作成プロジェクト」(2011年から2014年までを予定)を実施中であり、同協力を通じて作成されるマスタープランに基づき、今後の後継案件を形成していく予定である。

食糧生産性向上については、水利組合強化を通じた灌漑農業の生産性向上と農民の収入向上を目的とした技術協力プロジェクト「灌漑農業強化プロジェクト」がネパール政府より要請されており、2013年度に実施した「農業・農村開発プログラム形成準備調査（タライ平野食糧生産・農業）」(2013年に実施)に基づき、案件形成の精緻化を実施している状況にある。

このように複数の案件が並行して実施、要請されている状況に鑑み、ネパールの農業現況に則した農業開発戦略の策定支援・同戦略の実施、農業開発省の政策分析及び事業実施能力の強化を総合的に図るべく、ネパール政

府より、農業開発アドバイザーの要請が行われたものである。

7. 業務の内容

本専門家の派遣は、農業開発省をカウンターパートとし、農業開発省の政策分析及び事業実施能力が強化されること、ネパールの農業・農村開発分野の政策に則して JICA の農業・農村開発プログラムがより戦略的に実施されること、及び農業・農村開発プログラムにおける新規案件形成、既往案件実施が効果的かつ円滑に実施されることを目的としている。具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間(2014年3月下旬)

①以下の既存情報・資料を分析し、業務の背景及び内容を把握する。

・政策文書（Agriculture Development Strategy (ADS)、Agriculture Perspective Plan (APP)、Thirteenth Three Year's Plan、Nepal Agriculture and Food Security Country Investment Plan、National Agriculture Sector Development Priority、National Agriculture Policy、Agro-business Promotion Policy、National Irrigation Policy 等）

・ JICA 案件報告書（「シンズリ道路沿線高価値農業普及促進マスタープラン作成プロジェクト」、「農業・農村開発プログラム形成準備調査（タライ平野食糧生産・農業）」、「農産物市場開発計画調査」等）

・各種ホームページ（関係する政府機関、NGO、他ドナー等）

②現地派遣期間中のワークプラン（英文）を作成し、JICA 南アジア部及び JICA 農村開発部に提出し、説明を行う。

(2) 第一次現地派遣期間(2014年4月上旬～9月上旬)

①現地業務開始時に JICA ネパール事務所（以下、ネパール事務所と表記）及び C/P 機関にワークプラン案を提出し、第一次現地派遣期間中の業務工程、業務方針について、ネパール事務所及び C/P 機関と詳細を打ち合わせ、ワークプランを確定する。

②C/P 機関と共同で現場視察を行い、農業開発省及び灌漑省が実施している主要プログラムの実施状況、ならびに主要他ドナー（世界銀行、アジア開発銀行、USAID 等）のプロジェクト実施状況を調査し、レポートを作成する。

③C/P 機関と共同で現場視察を行い、JICA が今後事業の展開を検討している地域（シンズリ道路沿線 4 郡（シンズリ郡、ラメチャップ郡、カブレパランチョーク郡、ドラカ郡）、タライ東部地域（ジャパ郡、モラン郡）、タライ中部地域（ダヌシャ郡、マホタリ郡））における現在の営農状況（作物、営農規模、投入資材、農業技術、販売先、労働力、農業所得、政府支援の状況等）を調査し、レポートを作成する。

④ネパールの農業・農村開発分野で事業を実施している開発援助機関、NGO 等を訪問し、農業開発省及び灌漑省の事業実施能力にかかる現状と課題を調査・分析し、レポートに取りまとめる。

⑤C/P 機関と協働で、過去に実施した JICA 事業（シンズリ道路沿線地域高価値農業普及促進マスタープラン作成プロジェクト、農業普及研修改善プロジェクト、園芸開発プロジェクト、養蚕振興普及プロジェクト、一村一品事業等）の対象地域を現地調査し、成果の定着状況、教訓、持続可能性、直面する課題等について情報収集を行い、レポートに取りまとめる。

⑥上記②～⑤の活動を通じて得られた情報も踏まえ、現行の JICA の農業・農村開発分野の支援方針全般を分

析する。また、他ドナーの支援方針についても分析を行い、JICA の支援とのデマケーション及び連携など必要な方策について分析し、JICA に提言を行う。

⑦上記⑥の分析を踏まえ、農業開発省、灌漑省及び JICA が農業開発分野で今後取り組むべき優先課題の抽出を行う。

⑧上記⑦で抽出された優先分野の方向性及び②～⑤の活動で取りまとめられた方向性について、農業開発省、灌漑省、協同組合貧困削減省、関連他ドナー等を対象にセミナーを開催し、関係者で情報を共有するとともに、情報の発信を行い関係機関等からのフィードバックを得る。

⑨農業開発省において、最終化に向けたレビューを行っている Agriculture Development Strategy (ADS) の策定状況を把握する。

⑩ネパール政府からの要請を受けている「灌漑農業強化プロジェクト」及び「商業的農業推進プロジェクト」にかかる情報収集を行い、案件形成に向けた改善点及び課題等を整理・分析し、レポートを作成する。

⑪農業開発省が自己資金にて実施を検討する農業商業化関連事業について、実現可能性/財務・経済分析の観点から助言を行う。

⑫JICA が実施中の「農業普及研修改善プロジェクトフォローアップ協力」の進捗把握会合に、C/P 機関とともに参加し、②～⑧を踏まえた技術的助言を行いレポートにとりまとめる。

⑬定期的で開催されている Food Security Donor Group Meeting に参加し、同分野のネパール政府の政策及び他ドナーの方針について、JICA プログラムとの観点から、調査・分析し、レポートを作成する。

⑭現地派遣終了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関及びネパール事務所に対し提出し、報告を行う。

(3) 国内作業期間(2014 年 8 月中旬～10 月中旬)

① JICA 南アジア部及び JICA 農村開発部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。

② 前回派遣を踏まえ、ワークプラン案(英文)を作成し、JICA 南アジア部及び JICA 農村開発部に提出の上、説明を行う。

(4) 第二次現地派遣期間(2014 年 11 月中旬～2015 年 4 月上旬)

①現地業務開始時にネパール事務所及び C/P 機関にワークプラン案を提出、説明の上、ワークプランを確定する。

②新規案件形成に関連して JICA がネパールへ派遣する調査団等への支援・情報共有を行う。

③JICA の農業・農村開発プログラムの主要 C/P 機関である農業開発省及び灌漑省職員の政策分析/事業実施能力/人材育成計画に関し情報収集・分析を行い、農業開発省及び灌漑省に対して提言を行う。

④ADS 策定後の実施/モニタリング体制について把握を行う。

⑤ADS モニタリング会合に出席を行い、ADS の適切な実施について、C/P 機関に対し助言を行う。

⑥C/P 機関から各種政策文書に関するコメントを求められた際、あるいは JICA の支援方針及び事業成果についてプレゼンテーションを求められた際は、ネパール事務所等との調整の上、コメント・レポート、資料等を作成する。なお、提出に際してはネパール側関係機関に対して同内容及びその背景を説明し、それを踏まえた政策決定と実施方針が行われるように情報共有と共に必要な対応をとる。

⑦2015 年度要望調査に関連し、JICA が農業・農村開発プログラム関連機関（農業開発省、灌漑省、ネパール

農業研究評議会、協同組合貧困削減省等)と実施する協議に参加し、JICA と共同で、支援ニーズ・新規案件形成に関する情報収集を行い、要望調査に反映させるべき事項につき、ネパール事務所に対して提言を行う。

⑧農業開発省が自己資金にて実施を検討する農業商業化関連事業について、実現可能性/財務・経済分析の観点から助言を行う。

⑨定期的に開催されている Food Security Donor Group Meeting に参加し、同分野のネパール政府の政策及び他ドナーの方針について、JICA プログラムとの観点から、調査・分析し、レポートを作成する。

⑩現地派遣終了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関及びネパール事務所に対し提出し、報告を行う。

(5) 国内作業期間(2015年4月中旬～5月上旬)

① JICA 南アジア部及び JICA 農村開発部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。

② 前回派遣を踏まえ、ワークプラン案(英文)を作成し、JICA 南アジア部及び JICA 農村開発部に提出の上、説明を行う。

(6) 第三次現地派遣期間(2015年5月中旬～8月上旬)

①現地業務開始時にネパール事務所及び C/P 機関にワークプラン案を提出、説明の上、ワークプランを確定する。

②2015年度要望調査に関連し、ネパール政府の政策及び JICA の援助方針に従い、農業・農村開発分野にかかる JICA の新規案件の形成支援を図るとともに、新規案件形成における必要に応じたステークホルダー(C/P 機関、JICA、調査団、他の JICA 専門家等)を集めた会合を主催する。

③2015年度要望調査に関連し、C/P 機関及び関連機関に対し、要請書作成のための情報提供を行う。

④農業・農村開発プログラムに関連して JICA がネパールへ派遣する調査団への情報共有を行う。

⑤定期的に開催されている Food Security Donor Group Meeting に参加し、同分野のネパール政府の政策及び他ドナーの方針について、JICA プログラムとの観点から、調査・分析し、レポートを作成する。

⑥ADS モニタリング会合に出席を行い、ADS の適切な実施について、C/P 機関に対し助言を行う。

⑦農業開発省が自己資金にて実施を検討する農業商業化関連事業について、実現可能性/財務・経済分析の観点から助言を行う。

⑧C/P 機関から各種政策文書に関するコメントを求められた際、あるいは JICA の支援方針及び事業成果についてプレゼンテーションを求められた際は、ネパール事務所等との調整の上、コメント・レポート、資料等を作成する。提出に際してはネパール側関係機関に対して同内容及びその背景を説明し、それを踏まえた政策決定と実施方針が行われるように情報共有と共に必要な対応をとる。

⑨現地派遣終了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P 機関及びネパール事務所に対し提出し、報告を行う。

(7) 国内作業期間(2015年8月中旬～11月上旬)

① JICA 南アジア部及び JICA 農村開発部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。

② 前回派遣を踏まえ、ワークプラン案(英文)を作成し、JICA 南アジア部及び JICA 農村開発部に提出の上、説明を行う。

(8) 第四次現地派遣期間(2015年11月中旬～2016年2月上旬)

- ①現地業務開始時にネパール事務所及びC/P機関にワークプラン案を提出、説明の上、ワークプランを確定する。
- ②2015年要望調査において、ネパール政府から要請のあった農業・農村開発プログラム関連案件に関し、必要に応じて、追加で情報収集を行う。
- ③農業・農村開発プログラムに関連してJICAがネパールへ派遣する調査団への支援・情報共有を行う。
- ④農業開発省が自己資金にて実施を検討する農業商業化関連事業について、実現可能性や財務・経済分析の観点から助言を行う。
- ⑤定期的で開催されているFood Security Donor Group Meetingに参加し、同分野のネパール政府の政策及び他ドナーの方針について、JICAプログラムとの観点から、調査・分析し、レポートを作成する。
- ⑥ADSモニタリング会合に出席を行い、ADSの適切な実施について、C/P機関に対し助言を行う。
- ⑦既往案件実施促進のため、また農業・農村開発プログラムの活動の調和化を図るために、JICAの既往案件関係者を集めた進捗確認/情報共有会合をネパール側関係機関も交え開催する。
- ⑧現地派遣終了に際し、現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びネパール事務所に対し提出し、報告を行う。

(9) 帰国後整理期間(2016年2月下旬)

- ①JICA南アジア部及びJICA農村開発部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。
- ②専門家業務完了報告書(和文)を作成し、ネパール事務所、JICA南アジア部及びJICA農村開発部に提出、今後の課題も含めた報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(4)専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン (英文4部：C/P機関、ネパール事務所、JICA南アジア部、JICA農村開発部)

各派遣開始時に、現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

(2) コンサルタント業務従事月報 (和文1部：ネパール事務所)

現地業務期間中、毎月実施した業務内容を関係者と共有するために作成。なお、当該月に作成した各種報告書等を添付する。

(3) 現地業務結果報告書 (英文4部：C/P機関、ネパール事務所、JICA南アジア部、JICA農村開発部)

各派遣終了時に、現地派遣期間の活動結果を関係者と共有するために作成。なお、JICA向け3部については、当該現地業務期間に作成したコンサルタント業務従事月報を別添として添付する。記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況

(4) 専門家業務完了報告書 (和文3部：ネパール事務所、JICA南アジア部、JICA農村開発部)

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ネパールの農業・農村開発分野において今後取り組むべき課題
- ⑤JICA への提言
- ⑥その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意事項

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、羽田⇒バンコク⇒カトマンズ⇒バンコク⇒成田を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

車輛借上げ費用等必要な一般業務費については、ネパール事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地派遣期間は「7. 業務の内容」に示した時期を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

②現地での業務体制

本業務は技術協力個別案件（専門家）であり、業務従事者以外に本件に従事する者はありません。

③便宜供与内容

当機構ネパール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

なし

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

第一回現地派遣期間の冒頭については、関係機関表敬等、ネパール事務所がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

農業開発省内における執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

本業務に関連する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・ネパール連邦民主共和国 シンズリ道路沿線地域高価値農業普及促進プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000257447>)

- ・ネパール王国 農産物市場開発計画調査 主報告書

(<http://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=0000003311>)

(3) プレゼンテーションの実施

評価にあたり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

- ① 実施時期：3月11日(火)14：00-15：30

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

- ② 実施場所：独立行政法人国際協力機構内2階208会議室

(当日機構に来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

③実施方法：

- ・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。
- ・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事予定者以外の出席は認めません。

(4) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。